葉隠聞書 [illegible]

副 063
2

葉隠聞書

巻之一

副 063
2

副 53

佐賀県立図書館

佐賀県立図書館

此始終十一巻追而火中すへし世上の批判諸士の
邪正推量風説等ニ而只自分の後学ニ覚え居候を
噺のまゝ書付候ハ他見之上ハ遺恨悪事ニも
可成候間堅火中可仕由返々御申候也

宝永七年三月五日　初而参會

浮世から何里あらうか山櫻　古丸

志らくもや只今花ニ尋合　朝碎

御家来としてハ國学可心懸事也今時國学目落ニ相成候
大意ハ御家之根元を落着御先祖様方之御苦労御
慈悲を以御長久之事を本付申為ニ候　剛忠様御仁心御武勇
利叟様之御善根御信心　隆信様　日峯様之御出現御威力
ニ而御家長久今の世迄無双之御家ニ而候今時の衆
加様之儀ハ唱失ひ余所の仏を尊ひ候事一円落着不申
釈迦も孔子も楠も信玄も終ニ竜造寺鍋島ニ被官被懸候

佐賀県立図書館

佐賀県立図書館

無之候得ハ当風ニ叶申さぬ事ニ候　平時甲冑共ニ
御先祖様を崇め御指南を学ひ候得ハ上下共ニ相済申事ニ候
其家々ニてハ其家之本尊を崇め申候　家中ニてハ余所
学文之事ハ國学を以て候　余之道ハ慰ニ承事ニ候
能々得心仕候ハゝ　不足之事一事も無之候　今他
方より竜造寺鍋島之根元又竜造寺之領知が鍋島領知ニ
成候訳　又竜造寺鍋島九州まての御武勇
武功ありやなとゝ尋候時　国学不知者ハ一言も答申間敷候
抑又面々之家職を勤候事ハ家職ニ執着之
他職を面白がり　永遠共無く　仕損事ニ而家職疎略ニ成候

日峯様泰盛院様御苦労被成候時代之御政務ハ諸人之職
高下ニ依　上ニ而ハ御用ニ立候者ハ御用ニ立候者
上下之志り渡り御家中之者共相勤候事ニ候　日峯様御年寄
下り候根元ニ無之候ニ付而御切腹之御覚悟度々ニ而
御送り候而御家御繁昌之時分ニ泰盛院様ニも御切腹之
場ニも御進初而国学之殊之外御家之御祭事
御政之所ニて安言雑様方々　御仕組
御自身様ニ若労仏神ニ御祈被遊候　日峯様御代を
大切ニ思召候而ハ不苦召し事ニ候得共是ニ付てハ御心入
長久仕候而御付事ニ候故年々ハ御家御繁昌し世ニ有り

於行ら為し候ハ不覚悟ニて危キ事哉上下国家
治乱共ニ細ニ如き事ニ可有御座 下ニハ武辺ニも覚悟人ハ
取失ひ候者ハ時代之風俗ニ従ひ申内ニハ費而末ハ末ニ而
御ハ此書物ニて被仰渡候ニ而大事之心得ニ而前ニ覚悟可仕
下申し被仰付御渡一生不致 国ニ於而被仰付御仕置之儀ハ
御旗本ハ 宗茂公之代之元祖ニ而御譲候ハカチクチト中
御軍法御代々御世話ニ而被投置候 只決而御清御役御家
御先祖ハ 祖徳公和州先考ニ以記と申 御書物有之
御家督之間御恐ヲ御渡与存候ハ相文殊年中御仕置御関
猶くちし 御仕組之儀我方雑務方一切不事し御仕組御
馬之事 根ハ御書記被仰付候し 御旗本之御頭之御細ニ被ル
其御方若方限ニ被成 日峯事ニ付而御書物ニ而御
日峯事ニ付候而ハ御停止ニ候 日峯様 泰盛院様ニハ若
其思召ニ而御意ニ而御譲ニ而御書物ニ而ハ御親被遊候而御後見之被成
御事ニ付而ハ御座候ハ 御厳ニ候し 御覚悟之事ニ而ハ忠孝
御為ニ候而國主ニ而御仕置被仰付 其後家督御繁栄
之飛年年新銀不為可申候而ハ其内和し此外ニ相付御
若れが何し味ニ不知御恩ヲ忘申候而新銀ヲ立之如
厳し御親之入出ニ而よくよく仕候事しかしハ先ハ御法ニ
不致共御代々御先祖御仕組御先祖御親見相立

佐賀県立図書館

赤尾作り於東解除ケ御祓城 紅粉褐乳作り西御座浦に
これハ是程組中屯しりし御座具任田西御座浦解除し
有之諸御代初ニ何事かなく新儀工ミ也仕そこなひてはある
御先祖様御仕組ニ被思召候所ハ動し候ハ御綱様御手ニも
日峯様 泰盛院様ニハ御仕置御指出しと有之事ニ候以
時ハ諸人存念ニ任せ御称辞ニ流れ申事ニ候 御代々の
御敵様ニ悪人を御沙汰無し目出し一人ニ二三人とさげまする
ハ疑無し正直被仰付候 御先祖様御信心ニ御加護有
一くは又御家ニも他方ニも不被成候人
老中附面々御國ニ御恩を重く存候べしと存し予候
御國にハ諸侍迄主従の契深く御家ニ不思議の縁にて生れ出
御旗本ハ申不及町人百姓迄も御譜代相伝の御深恩忝く
申尽さぬ事ニ候 何とぞ御恩を報ずべきと存し当る
とかくの所々にて候所に起りて諸人仕付ハ深く打寄べき仕
浪人切腹被仰付候も一ツの御奉公と存し山の奥よりも土の下
よりも生々世々御家を嘆き奉る心入 是鍋島侍の覚悟の初門我等が
骨髄にて候 今の拙者に似合不申事ニ候へ共成仏など嘗て願ひ
不申候 七生迄も鍋島侍ニ生出國を治め申べき覚悟胆に染
罷在迄ニ候 氣力も器量も不入候 一口ニ申さば御家を一人して
荷ひ申志出来申迄ニ候 同し人間が誰ニ劣り申べきや

修行ハ大高慢にてなけれハ益に立す候我一人して御家を
動かさぬとかゝらねハ修行ハ物ニ不成也又薬罐道心にてさめ
申事可有之夫ハさめぬ仕様有我等か一流之誓願
一　於武士道おくれ取申間敷事
一　主君之御用ニ可立事
一　親ニ孝行可仕事
一　大慈悲を起し人之為ニ可成事
此四誓願を毎朝佛神ニ念し候ヘハ二人力ニなりて後へハしさらぬ
もの也尺取虫の様ニ少つゝ前へにしり申もの也仏神も先
誓願を起し給ふ也

葉隠聞書一　教訓

一　武士たる者ハ武道を心懸へき事珍らしからすといへとも皆人油断と見えたり
其子細ハ武道之大意ハ何と御心得候哉と問懸られたる時言下ニ
答ふる人稀也兼々胸ニ落着なき故也さてハ武道不心懸の事
知られ申也油断千万之事也

一　武士道と云ハ死ぬ事と見付たり二つ〱の場ニて早く死方ニ
片付計也別ニ子細なし胸すわつて進む也図ニ当らぬハ
犬死抔と云事ハ上方風の打上りたる武道成へし二つ〱の場ニて
図ニ当る様ニする事ハ不及事也我人生る方かすき成
へし多分すきの方ニ理か付へし若図ニはつれて生たらハ腰抜也

此さかひ危也　若図に迦れて死たらハ犬死気違也　恥にハならす
是か武道の丈夫也　毎朝毎夕改めてハ死々　常住死身に成て
居る時ハ武道に自由を得　一生落度なく家職を仕課すへき也

一　奉公人ハ一向に主人を大切に歎く迄也　是最上の被官也　御当家
御代々名誉の御家中に生れ出　先祖代々御厚恩の儀を浅からぬ
事に存奉り　身命を擲て一向に歎き奉る迄也　此上に智恵藝能も
ありて相応の御用に立ハ猶幸也　何の御用にも不立無調法千万の
ものも　一向に歎き志さへあれハ　御頼切の御被官也
智恵藝能計にて御用に立ハ下段也

一　生付によりて即座に智恵の出る人も有　退而枕をわりて案し
出す人も有　此本を極て見るに生付の高下ハ有れとも
四誓願に押当私なく案する時ハ不思議の智恵も出る也　皆人
物を深く案すれハ遠き事も案し出す様に候へ共　私を根にして
案し出し候故　邪智になりて悪事と成のみなり
愚人の習ひ私なく成事成かたし　乍去事に臨て先其事をさし置
胸に四誓願を押立私を除て工夫をいたさハ　大はつれハある
ましく候

一　我智恵一分の智恵計にて万事をなす故　私と成て天道に
背き悪事と成也　脇より見たる所きたなく手よはくせまく
はたらかさる也　真の智恵にかなひかたき時ハ智恵ある人に談合

するよし其人ハ我上ニて無き故私なく有躰の智恵にて了簡する時道ニ叶ふもの也脇より見る時根強く慥ニ見ゆる也たとへハ大木の根多きかことし一人の智恵ハ突立たる木のことし

一　古人の金言仕業なとを聞覚ゆるも古人の智恵ニ任せ為也私を立ましき為也私の情識を捨古人の金言を頼人ニ談合する時ハ間違なく悪事有ましく候勝茂公は直茂公の御智恵を御借被成候事御咄聞書ニ見得たり難有御心入也又或御兄弟ハ家来数人被召置江戸上方へ罷越時ハ臣等常役目され私事も才覚と談合なされ候由也

と申候由也

一　相良求馬ハ御主人と一味同心ニ死身ニ成たるもの也一人当千と云へし右京殿水ヶ江御屋敷ニて大会議求馬切腹との御請也其比大木御下屋敷三階茶屋を拵是を借受佐賀中のいたつら者を集め何や徒見之仕求馬ハ人をつかひ毎日毎夜酒宴乱舞在之候へ人御詫し大さ之記仕候見雖まさくし之為ま空て役を切る是非以之記ましき事在也

一　勝茂公御前絵入筆在也後押成し金役之及て四一らち壁座ら立坐之山居也

一　諸組ニ而出来申ニ付ても諸番組ニても申上候　勝宮
内組ニ有之候事ニ而候列座被仰付大隈氏之請一ケ条
同意ニ仕候ニ付御意不被成也正左衛門同了キ候と
申候者親ニ争論ニ及ひ候ニ付口分丁寧ニ御免可
被仰付ハ正左衛門寄年也此之請者親ニ首尾也正左衛門
者其ニて御組頭組中一判中候渡ニ也右之節ニ右ニ而存候者也
能申ニ右方也百人中候一出来ニ付候右付而候申候附
被仰付候而御為ニ候後ニ御父子様ニも御書御親候
御年寄衆忠之御國三度ニ御聞ハ御免ニ存候相申候
被下候

一　大倉殿御前被仰入被申候
一　最以前ニ相良求馬ハ泰盛院様御被仰付出頭ニ而召使
抜群之御用人也毎度御書御判書等ハ御書を被成候
御意を承り御用書宝殿ニ被仰付申何之丁求馬
手前ニ而定之事御一判申相候太郎様御下ニ御意ニ付被
其之世悴助之丞初ゟ御用人ニ而不相知候ハ御前之儀
名字佐之助と申ハ助右衛門御用人相勤被仰上一木也
求馬ハとの事此く百姓也高若忠助と申候
自分ニ出入申候御目ニ被清申候ニ付御ひき被為遊候
又何某ハ最後之の風当世之也十年此間見申候

器量一とほり[illegible]遠慮[illegible]眼を付[illegible]
気を附て見るもの[illegible]人と何事付と[illegible]
ありと見ゆるもの也

御近習[illegible]人事[illegible]附[illegible]
[illegible]百姓[illegible]也[illegible]
[illegible]数人[illegible]知[illegible]

一 主[illegible]身を擲て[illegible]外ハ
[illegible]也二三人[illegible]也[illegible]
[illegible]
[illegible]

日の[illegible]数多見[illegible]
大身小身智恵[illegible]芸[illegible]人[illegible]御用に
立られ[illegible]主人の御為に命[illegible]
[illegible]
侍の時ハ一人[illegible]一命を捨[illegible]主人と
一味同心して[illegible]
[illegible]我一人也[illegible]
[illegible]
[illegible]主[illegible]
[illegible]只今一[illegible]

出現也

一 仏道其外諸道ニてそれ〴〵ハ仏ニ見ゆくら筈之一新
まれぬ人多也仏ハ仏ニ成ハ窮理也七重八重九級多之入る筈
仏道を考よ出限せて奈楽ハ至元し仏魂入て悪る様之
我々の家聞し天具よき事分ケ於極ゟ自己本来
仏罷也乃すむら仏に成候事ハ了覚よ安事也奥の
さゝ紀升の奉公人之我程も可在也

一 山崎蔵人今も一生仕道相と云謂ゞ名哉ハ了是作切天命之
宅へ一生身の寄ハ難ハ奉公人之嗜し落申て不及候
石井九郎右衛門も仕遣相ぞ禁也ハ近代ハ仕廻相と云まいらば

我先ニとかけ町人ものゝ事ニハ云理押付様也さゝ也
見世物ニ調物ニ気等を慰ミとし此故ニ風流嗜し
事ニ候ハ無之

一 諸道芸者ニ上方ニ兎角しれ何とすゝ事也然共彼仏者
ゆえ付而沙村雅ニ使申も数寄自身をかく取計の漸気合ハ
不存儀と存候ハ以之外也然者儀ニ其事ハ上方へ出知れ候
ゆへ如此先置付候儀一人就是ハ我等身を忘れ込ハ

一 身を捨て忠節の志を存ハ不及奉公仕つる
事も有之何と御かよ之事付候而見え先苑し安
我等一人荷ひ候ハ忠節と存候ハ大名し山崎殿不被仰

仕らん一人も無しこれは[illegible]これは尤もなく候
初まりてより悪きる者は悪者にてこれは只掃さすれば済す
見くされ候得ば数寄の者の為めと存すへき書記人が
多くは数多有之候らくして無事也

一　正直を為大事物しての仕合かは付而撰出居中付指南
一度よりは生世界ならり役人仕事ても事よく高相不者
ねそれは事諸材手者に而会判伺に渡しよ行不宜
ゆゑりてもよ高相ゆゑ見分ゆゑ同様に会撰合候
一人に依て少の儀は遣し申

一　人に意見をして疵を直すと云ハ大切の事大慈悲御奉公の第一
されば意見の仕様大に骨を折る事也人の上の善悪を見出すハ
安き事也夫を意見するも安き事也大かたハ人の好かぬ云にくき
事を云が深切の様に思ひ夫を請ねハ力に不及事と云也何の
益にも不立人に恥をかゝせ悪口するも同事也我胸はらしに
云迄也意見と云ハ先其人の請るか請ぬかの気を能
見わけ入魂に成此方の詞を兼々信仰有様に仕
てより好きの道などより引入云様種々に工夫し時節を考
或ハ文の返或ハ暇乞の折などか我身の上の悪事を
申出し云ずしても思ひ当る様にか先ツ能所を褒立気を引立
工夫を砕きかわく時水呑様に請合せて疵を直す[illegible]

殊外仕安くさるもの也去年出来れハ大形にてハ事済我身
ひとり之老侍共其外之入魂を以て世を直し一味同心に候
間にて是をなされハ御家之大忠節也然るに恥を知る人くハ如
しまりて申候

一 何某（天晴見事と申事ハ是迄）家老の身まてもと限に付て何某
家老内宜く非を知りたかり又六十年目に物語にて申方御附
此所二度目に被請相勤候事最初之所にて存之外利発にて
候ハ附たる事にて候事同節に家老ゟ申候名哉
非を知り候ハ物語にて為見云へ情の深きかゝ
申候計細を出して猶又天道に叶ふと申也何某の評判な

御叱し様しるしと也今のものを叱り一人も不有と申され候
され候由何某様承申候由也

一 澤邊平左衛門事ニ付御介錯役被仰付中野数馬江戸ゟ褒美状
遣し申候一門之外聞に候と被申越候右面之介錯の首尾にて
若年之時分故能事と存候年罷寄候而思案候へハ
尤仕事と存候内ハ然ともかくもかくて武士の
仕業とハ何時ハ不めしても不足そつと二度に仕るゝ如く
て候ハ中野将監ゟも承申遣病家之吹状参左候面通承て之
右之趣よりハ難説を遣申候也

一 人中にて欠伸仕候事不嗜なる事にて候不斗欠伸出候時ハ額を

身をはげまし候ハ申上候へハ古き道を存ぜず只然ひと
くだし又ハ襟を同袖にかけ身をはげまして道の稽古にて候
事にてくさこも同おも之ものほどげて見候へハさばれも知を附く
一層の事也

一　翌日の事ハ前晩よりそれ〳〵案じ書付置かれ候是も諸事人
より先にはかる一つの心得也何方へ参る約束の時ハ前日
より其先の事を案じ挨拶咄時宜以下書付置かれ候事也惣じ
て他所へ行く時ハ同道の内に咄し御用の挨拶は無心に能く人
亭主の事を能く思ひ其客ぶりの様ハ座敷の勤めハ相手亭主の
ゆるしこそ面白からず一つ事を思ひ合ふ如くなりなから其用あるの

外ハ呼ばれぬ先へ行かぬがよし招待にて参りハ相応に能客振りあるべし
すべて客にハ飽かれぬ様にいつまでも座敷の話をお客様にして
行かぬ大事也酒なども事の外一也立去る時分が大事也あかれも
きれいにすべし珍物など出されたる時ハ一度二度も辞退せぬ又常に勧めて見るも地を出し軽卒を
侍にもお断りなく思ふ事也一度二度辞退して其上にて参りたる時分に
よし不断行くべく思ひハ時宜にての行きも当然也

一　相応の嗜みを揚げ候ハ武士たるは存じたらかく後に広く見えず武勇を
天下に勝れたる事と思ひ（見たる事）立派は御用の立ち
為し見込まれ心を寄せ日夜に国家を治る事と工夫し
（己見工夫）者ハ其身なりて国家の為に成る事を思ふ人ハ

御用ニ立たる仕合ゟと心得へし

一 侍役云ハ侍ハ具足余承し時ニ何某殿中ニハ琴之緒も書付ハ子あらんハ是ハ当てへしと也何某常々ハ琴之緒云用ニハと何ゝらぬやうなく候所ハ是ハそとゆるしてやされ候由惣而常々ハ御具足よりくても不事足相違極ニ二通見と書付て常々ハも唯今人ゟ相も気味の能合ニ申人ハいかく是がよかるぬ所也当我成儀ニ而の中ニ也大形化方志よみ書也とて今時て先名事也以前名ね手也を知ん事いたし一いふ極に右相ても流れに事も候云足て追而此体て仕合ゟ中て手人の御ニ被而して能極まると侍の仕事ニてハ志うも一人き相由人相定目ハ手加へ中ハ相と考居ほとも人ニ相をりしも切し候もなくをこうすし味子し人心へきハと也

一 兵して吉不兵して士と云ハ軍学あに御法見兵て士と云ハ事ニ通へく仕兵の為斗えハ形しお方に夫の結構をと此味仕合て手附ヲ出合仕課あるを云形ハ為ニお方ニ極る兵士善ハ只兵て士と云ハ手を付ニ我くハあると一同ニ合ても是ハ時ニ仕合也お方なんさくをねハ兵して士とすと也

一 日峯様御百年忌ニ時ニ御法事人ゟ物ニ及ひ度也是ハ御亡去様ゟ十月一日ニ御取でいはゟ法事ニてハ御取ハ我等ニ付ゟ

云や名去候御ぬへく打置て申れ候ハ写ハ右切様之添
字ハ打捨て分ケ取り候字ハ左右ニ捨て指て抜國字
意ニ托取手取候字と書候歟御付候也

一 酒盛之様子ハいかふあるへき事也心を付て見るに大方呑斗也
酒と云物ハ打上りきれいにしてこそ酒にてはあれ気か付ねハ
いやしく見ゆる也大方人の心入たけも見ゆるもの也公界もの
なり

一 何某当時侍鏡と申す仕中とハ出口也此如く云れハ
其外侍と云事ハ何も加へ申と云様ニ言る時ハ真直く
まても成長する也兎角ハ自人のかしやかりしても成ものにて

一 安穏なる世也人ハ身を守る事も此心得可成事也

一 諸役所ニて何某ハ何方何某誰の組と云様ニ申時諸役
所之中ニて名乗合細何某殿合申候様ハ諸
とかく役所ニ詰る中ルニ付而さへハ諸役人衆と申候中ルハ
諸役所の為と安く不存ものか諸ものゝ如く申付候
出人の為ニハ候事可有候とて夫ハ来角ニ而付懸り而
人安くも役所へいつもいんぎんニ取合の士の作法也右様ニ
取合事きたなき仕方ニて士の作法ニ背ものと也

一 何某風情と伺ひ候処不思寄ニ付而て取扱ひ打懸しも拾候
以来ニて用事ニ付て夫ニ付候而を云募り候

佐賀県立図書館

何某殿へ公所にて披露申上候て退出申候節ハ此人々之位々
に仕候也 相手之人より申候事有之候ハヽ様子ハ[illegible]
事とも[illegible]申候事ヲ遠慮也 たとへハ[illegible]一云て可申也
[illegible]云ハ御存之事也 是ハ披露之儀也 大根[illegible]
[illegible]と[illegible]云事にて候[illegible]云也
[illegible]ハ[illegible]也 以来[illegible]云事
[illegible]云事ハ落披露之事也 [illegible]
[illegible]也 是ハ[illegible]申事也 [illegible]
也[illegible]

一 石井又右衛門ハ大慶[illegible]病気にて兼て御断申上候也

御側仕組合儀ニ付何某殿へ又右衛門ハ前書付ニ申上候
ハ又右衛門申上候ハ病気ニ付[illegible]申上候
[illegible] 敷椰[illegible]御付ニ[illegible]
[illegible]申候也

一 何某殿御返事ニ付而山本右衛門[illegible]
[illegible]又[illegible]今[illegible]申候也
[illegible]御意[illegible]不入[illegible]切[illegible]
[illegible]何某一[illegible]
[illegible]申候也

一 [illegible]之所ハ文段之中を紙一枚を以て一字[illegible]紙ニ書

彼はとかく事一ツより何ハ天下やの仕方也武士ハおく
まぬ一様にて無也と深草也

一 海若和尚のおしえて草紙ハ読ハがてん見小僧是治気字
くまでかきくるけれハ読み下しと常ハ和尚感心倍夜、
何事も何の気とりとや

一 毎朝深く仕付先之主君 親父分 兵法守ル仕と也
主とさん者切ニ仕へて親方仏神も調父のことし是ハ此方ハ
主と思ふ者の事ハ志にして忠信の上ハ妙法身孝ヲ気附
片時も離れぬハ又女ハ非ず一ツ天を頂キ忠一ツ極事也

一 仕付方と口伝ニ時宜の二字をダテ口とふるをハ伊さするんにて

自然それハ時宜ハ申ルこと也

一 正道二ツある哥色て金銀附合ふ所にて金三山入哥色にて毎年
度々の風流と下れ雑作也 此度随分風流を並大事
云給ハ年も五月とにハ歳時雑様二十二難子頭拍云事と
仕申ハ金三ツ哥色ハ前ニあて不思議ニ悪路にてハ此度ハ
当所鍋奔し也を目太鼓打ハん云相伝ニ出ひとく候見
ことん扱とりき様申ハ末にて及宮筆下宮にて切合打合致候
出来又々而人和も宮筆出来候来こしハきよく下しく候
扨く風流と云所金銀宮々事取捨現法宗あって悪事
之場ニ出来ひと申扱ハ神事之場ハ不吉ハ前表にはくゝの

取しく究数を御侍られ候者之ハ此年之内ニ金子御伝え
新法申て殺人斬罪等被仰付津浪ニ而死亡多く海道ニ乃
全く下宮名ニ地ヲ殿中御くれ十ら為其果成り相し
事共いらぬ事共也

一 御和尚ハ上代ハ能キ相也寛大なるの量をしまし大寺能々
より能く時も毎にすらぬ病身にて大寺を能勤むことならす
能積て居る程を病気を得る時ハ名代にて諸事御
同して大事をも能仕ねハ相成とも申せしと申候へハ細し
己く者ありさ申ハ先頃ハ仕せ候もく不のみ成申せしとも為
ニ於て是非の御法度能御申ハ此境を只字に庸に入

細に入候事々と知らく損得仕をくかまひ候ハゆくゆくさいかをく
善悪にかゝはり問は實事なく虚言段さるを取能治りしと云ハ
多く也若此何も皆小見解ると己を利申ハと皆法の邪
なる者る故也とて相手ハ申ハ所帰る也うき事き
能ふる也（又病気ニ限申也）

一 忠の事云人と思ふハいらぬ低き眼の付所也只自を相
守り大切身の為の欲徳の利発又ハ小気の意見なる
相なれハ身にして我身を主君に奉り過り
死切て幽霊となりて二六時中主君の御事を歎き事を
調て進上申御国家を堅むると云所に眼を付ねハ奉公人とハ

いそれぬ世となれハ差別なく成申候此ありさまにてきし居なりて御神の前にても少も迷なき様に候事ハ無之候

一 或人の咄ニ松隈前之京医者申候ハ医道ニ男女を陰陽に当て療治の差別之事有脈も替り申候然に五十年以来男の脈か女の脈と同物に成申候是に気か付候て眼病之療治男之眼も女之療治ニ仕候て相応し申候男ニ男の療治をして見申ニ更に験無之候扨ハ世の末ニ成男の気か衰へ女同前ニ成申事と存候是ハ慥ニ見究申候秘事ニ仕候と申候是を以今時の男を見申ニいかにも女脈ニてあるへしと思はるゝもの多く何れハ男なりと見ゆる者ハ稀也夫ニ付少し力を入て安く上手ハ取るゝ筈也扨又男の剛気ぬけたる証拠にハしばり首なとも切る人すくなく況介錯なとゝ云ハ断を云仕るを利口と云魂の入たる者と云時代ニ成役ぬけ申と云也四五十年以前ハ男役と覚へ疵之無役ハ人中ニ出されぬ程に外聞揃してもぬきさう皆男仕事血くさき事也夫を今時ハたわけの様に云なし口の先の上手にて物をすまし少も骨々とある事ハ除けて通り候若き衆心得有度事也

一 六十七十迄奉公する人有に四十二にて出家ハ思ヘハ短き在世なれハ夫ニ付難儀之事共思ひしか死身に決定之して出家になりたると思ヘハ付たる勤ハ相違ひ若衆

て仕ハ十四年安楽ニ罷有事愚底の仕合也左れハ又
我抔を人とおもひて浪人ニ取持ニ合ハ我人を能く願ニハ能也
なけ浪しうる事ハ浪人〆知る者也罪もなき事のみと
存事也

一 何某し主人初而夜入仕候節也夫ニ付と存候覚悟ニ差出
酒も申附ケ有之候而酒を仕切申と存ハ其基ニ而候と申之ハ
酒出来ル者ニ此者衆ヲ存候と申二度三度挨拶も在之事ハ
まことハ人ニ者なり申者ハ又陰ニ礼を得の様ニし仕ヘし
不云を附ニ一云も抱を申者なくと存ハと諸人ハ魂の入る
ものそれさ紀の事を前方ニ分別する也人をも大事にする基也

又おもし覚悟候へハ上方ハ悪き方也他の方ハ足軽でおと
なれハかくかくしく云之れの程ニ被差れ候初口の大事二て候と申也

一 湛然和尚の物語ニ正念と云事落着を要也正念
と云ハ正念之事也と仏信ハ西田事二て只今成る也一呼吸
し申ニ彩を合せ不の御道也と仏信ハ従者ハ一ツ也付は其人
を見届ル者も自他共也純一ニ成事ハ功を積くハ成ぬ
事也

一 人の上ニて有事ニ及と云下ニ而和と至難の事ニ大切ニ意能
ニ押並子一ッし先ハ人ニ口ニ乗して居るて至也其時の利口
者と云ハ智恵もて和をかざり頼み事計を出る

佐賀県立図書館

又欲深なる者は害也欲なき者は直也去とて下り白て人に
庇く見れハ源氏ハ気組也能庇逢也此庇後にまゐく恥
うら敷まし人と成度也

一 何某事老毛りし君申也其方ハ拍様に諸事に念を入れ
指されたる也けれ共我等に申さハ為ニ成事計に案じ極める
事云好く又取一かしかけ月にハ浅ましく比方よ気を毛すもの
なれハ事云老毛人と為に数気毛ハ何る程に気人ハ化ゆ
きぬたへくしても絶也

一 幻ハマホロシト訓之天竺にてハ術師の事を幻出師といふ
世界ハ皆からくり人形也幻の字を用る也

一 渉縁廻し時何某一子と申ける此事若き者の気遣へき
事也中々ハ数程さすへからすとて其ハ也と云事もなし扨又身
乱気味能見ひとくて云事と云て後切〳〵切度と云つし
能く了簡に何し益にも立ぬ事也気組の事を出来申とく
若年者は心しおの遠慮也此之申出ける事家を継我身ハ引れ
此恵云月も不仕進付乃気云族まは看病も不仕形容
不申の乱気也家人も申さ得不也然る手信寄り一して
謀云也何は却而不忠也家の為めしハ我相あさる者を
似合たる人ニ譲り間様して主人の咎にさせ行く云一ハ主は
調也是た二郎也不同様もも主人の二法名ハ文和の人相も

佐賀県立図書館

内徒し兎角あらく心をそへて其事を調る様にすれハ
我身ハ大なる事にも志れぬ様にて成る物也或人ヲ内徒にて
穿鑿附まて不及力ニても成く打合也又話ニ云しそれハ
多くの時ハ物也我にて人を志らしと云ツ事也我関計にて我
自携ニ去りし不調之中於ける事益ニハ不立之人ニハ離るゝ也
我身を愚にして人の我を知る事也其考人よりの志るし我身
我身を一向ニ捨て立るの上ニ事を成して健様にと云之
也人ハ我か事ハ無き也

一 不義を嫌ひて我を立る事に成ゝ理也の也依れ成を
立るゝをも捨て是ひ一向ニ我を立る所ニ都而誤也る也

多り義也とて立ハ不及也是を見て付る事然りとてもし
立るを覚智也是より申て出る時ハ義ヨりハ事を絶ものなり
我身ニ当て附ると申ても不知もの也但ハ我より立る事見付る
可成は此に能り相ハ不及也人ヲ談合也無きハ不行
如何にも人に申すも知りて人の上より申されたる也甚不審ニ付
と云ふも上るゝ非を知らて談合ニ極まる也之を申す事ニ
申物を見て見るも我分別を捨てて古人の分別ニ付る也

一 或細術者の亂後ニ申けるハ一生の内の様りに決すへし
多り出れ経ハ後の志れ我ものニ有りて此取も申事と言ひ人も
可申とて是也此なりとても用るは立也中の経ハ未用なハ不立

とも我不足目ニ見へり人の不足も見ゆる物也上手の位は
我物ニ仕成て自慢出来人の褒るをよろこひ人の不足を歎
なり是ハ用ニ立也上々の位ハ知らぬ振して居る也人も
上手と見る也大形是迄也此上ニ又一段立越道の絶たる
位有る也其道ニ深く入れハ終ニ果もなき事を見付る故
是迄と思ふ事ならす我ニ不足有る事を実ニ知りて
一生成就の念無く自慢の念もなく卑下の心も無くして
果す也柳生殿の人ニ勝つ道ハ知らす我ニ勝つ道を知り
たりと被申由也昨日よりハ上手ニなり今日よりハ上手ニなりして
一生日々仕上る事也是も果ハなきと云る也

一 直茂公の御壁書ニ大事の思案ハ軽くすへしと有之一鼎の
註ニハ小事の思案ハ重くすへしと被記たり大事といふハ二三
ケ条ならてハあるましく候是ハ平生ニ僉議して見れハ知て
居る也是を前廉ニ思案して置て大事の時取出して
軽くすむ事と思はるゝ也兼而不思案候而其場ニ而
軽く分別する事ハ難成図ニ当り申ましく候前廉ニ地盤を
すへ置か大事の思案ハ軽くすへしと被仰候ケ条の
基と思はるゝ也

一 宗龍寺江南和尚ニ美作殿一鼎なと学文仲間ニ而参候処
被申候ハ各ハ物知ニて話揃事承度経書道ニハいかゝ之事ハ

一　某は若りせし時一鼎申候ハ聖賢の外ニ在ハ皆
可承と申候江南申候ハ拙者の道ニ入込候事ハ東へ行
筈之者の西へ行が如し物を知る様ニ而は益もなき如く也云々
扨ハ昔し聖賢の言行を手本にして見れ共見解
高く成て我身も又おのれを知る事ハなく手上りたれ共
多候也是学問者ニ深き要候と云ハ何も不入我非を知事也
兎角ニ非を知て一生不折迄を為と云也聖の字をヒジリト
訓ハ非を知る故也仏ハ知非便捨の四字を以我道を成就
すると説かせ玉ふ心を付て見れハ一日の内ニ非の知らるゝ事
数限りなき也昔ハ能と云事ハなかりし也と申候ニ付

一　我得道したる也然れ共武篇ハ別段也大高慢にて我ハ
日本無双之勇士と思ハねハ武勇を顕す事ハ成難し
武勇をあらハす気の位なりし也

一　武士たる者功名事ニ功名なれ共武士ハせまる武篇ニ名を取候なしと
思まて後々の語でなしとも一字かへて見すれハ也又古
吾ハ生ても死ても恥ぬ事自ハ生ながらましくと存當
ハ曲たる事ある故恥れにて申候事ニ候ヘハ生きたる士の誤り
武士の底ニ恥事を云中かと存候は此追句ニ吟味しく事ハ
君子とのいへぬなり死の事の生事と云時ハ死こゝろざし
と仕候

一　何某大坂へ数年在勤有て下り請役所へ出仕候て上方口にて物を申候ニ付而大笑興ニ而其方の物笑ニ成候夫ニ付江戸上方へ久々詰り候者ハ常よりも猶国口を嗜ミ可申事也其のはしにて乱ハ所の風ニ移り上方の事ハ田舎風と見下し何方にも理の事ハうる事ニ成時ハ悪ミも出来候間何ニ嗜ミ可申事也此方ハ田舎風ニ而御心易事宝ニ而候へハ似せ物ニ候或人春岳へ法華宗ハ強ミあり嫌ひと申候へハ春岳申候ハ強ミのなき法華宗ニてハ無之強ミのなけれハ余宗ニて候と申候と也

一　何某立身仕候僉議の時此前大酒仕候事有之也立身無用と之僉議一決之時何某申候ハ一度誤有之ものを御捨被成候ハヽ人ハ出来申間敷候一度あやまりたる者ハ其誤を後悔いたし候付随分嗜候故御用ニ立申候立身仰付候而可然也と申候得ハ何某請申候ハヽ其方請ニ立申候哉と申候ニ付請ニ立可申と申候皆々何とて請ニ立申候哉と申されハ一度誤りたる者故請ニ立申候誤一度も無之者ハあやうく候と申候ニ付而立身被仰付候也

一　中野数馬ハ科人以僉議之時相当の科一段軽く申されし一代一分の格別の覚ニて候其比ハ数人之出頭ニ数馬一人

身ニてハ足を踏留申候ニ付被申候由

一 敵ニ出合候ハヽ仕懸候而打候得ハ佐賀ニ而ハ大志ニも無之

御方ニ而討果候事ニ候 御先祖様ニ而ハ得与

御合点被成候ハ相ニ仕度事ニ候 御家中ニ候ハヽ大事ニ候

一 昔人ハ刀ハ抜候ニ付而仕候時ハ刀ニ手を掛吟味仕候[illegible]

柳生流ニハ抜出シて言[illegible]申候扨御[illegible]何ニても

先ツ抜打ニ[illegible]申候と相見へ候 直茂公

勝茂公も抜候而[illegible]時代ニ[illegible]

[illegible]利方能キ抜之候ハ抜打ニ[illegible]

見えれハ 光茂公ハ 勝茂公ニ[illegible]也

一 光茂公 綱茂公御誕生之時正月元日ニ御産被成候ニ付

光茂公ハ御目出度事ニ付申候ハ 綱茂公ハ歳首ニ書初ニ

御祝被成候 光茂公被仰候ハ是ニ而候 兵部殿ハ時ニ小姓

仕り 兵部殿ハ御誕生被成候[illegible]一言もなし

事也

一 何某喧嘩仕候時之儀と存候故恥ニ成候而居相ハ論ヲ付テ切殺

[illegible]也是ニ而恥ニ成候也仕損候ハ一ツと見候而不合

[illegible]大勢[illegible]云て[illegible]之まゝ[illegible]相[illegible]

身ハ相手ハ何ニ而も人[illegible]身ニて切と[illegible]

[illegible]ハ犬死也[illegible]文治[illegible]浪人[illegible]討も

泉岳寺にて腹切らぬか越度也又主を討せて敵を討事
延々也若其内に吉良殿病死の時ハ残念千万也上方衆ハ
智恵かしこき故褒らるゝ仕様ハ上手なれとも長崎喧嘩の
様に無分別にする事ハならぬ也又曽我殿夜討も殊外延引
幕の紋見物の時祐成不運の事也五郎申様見事也
惣して斯様の批判ハせぬものなれとも是も武道の吟味なれハ申也
前方に吟味して置かねハ行当りて分別出来合不申大かた
恥になり候咄を聞覚へ物の本を見るも兼ての覚悟の為也就中
武道ハ今日の事も不知と思ひて日々夜々に箇条を立て
吟味すへき事也時の行掛りにて勝負ハあるへし恥をかゝぬ
仕様ハ別也死ぬまて也其場に不叶時ハ打返し也是にハ智恵も業も
不入也曲者と云ハ勝負を不考無二無三に死狂ひする計
也是にて夢覚る也

一 古老云人ハ疵持事一つハ異見を悪かる事也過迄すへき人
ハ主ハ疵を不付也又何某ハ利口者なるか人の仕事の非難を
見付出し悪口立ぬかる者也世間ハ非をかけと神も云ひ也
神代より劔つきの要事して人の清き物也人か語れハ
我語し他人へても如我よ行ゑて見も一つの疵と覚へなりけり

一 何某ハ気情者也何某のおまて籠取申と其人ハゆるされ
つらまし似合ねと云ふ也曲者といはれ度と有り元人ハ候之

素直ならざる人と見へ候、併し右者ハ是れ我か悪キを直し
知られ共様に人と前々で徒ニ申間敷、然へ共同前ニて候は
事なり

居宅衣服諸道具其外似合の事をなすへし、扇
紙料紙硯其外迄も能揃へ不足無之也

一 何事か老父子孫ニ至迄気ニ入様ニ致し親をも大切ニ気を附
相構仕ハ両親之中ニ付ては何とぞ親孝行之事
相極候得は此事を専ニ致し何とか述へ候はゞ両親之気
儘之可情思て相互ニ親ハ随ひ候之相中也、仍而能々其意を
よく守り信しく取扱候ハゞ其是ハ道とも知れ候べし

孫事也、併し是ニ而は父母不孝者と思て我儘に中悪躰ニ而無之して
人目ニ付けれども皆好く不行ハ大事と存し候事ミし二年上は出来不申事
多き事也、去なから左様之所ニ而能く見へ候へ共見知する父母の
述候ニ孝之道立事なり、子ニ其子を生せ能く心得候事
一人とかくハうとんげの仕合也、是を思ひ候て以来へ心掛
申ハ不孝、親の気ニ入ぬハ不孝也、大孝と申は不孝なる親ハ無き道
能事して見ゆへくと申す方の大孝ハ其親の気ニ入候へは孝ハ其の気に
逆ても親の気ニ入らぬ事なきものにて、此孝ハ親の気を取て相極
哉へ申さし私の面つきニ而は不孝者親の気ニ入り申候と察し
深く信し其節ニ相合ハしと見ゆへし、是ハ能く其心も無き也、其の

一 忠孝の心感通する事也 唯りく心まて孝親の心出来く

有りてし天地國に通する不思議の事也 故に長居見れハ久しく

多くは深く候如孝行遠る事大安き事也と申候ハ深く

流し来と申候中ゝ深くに取申候ハ是迄に

遂るま是一先祖を付けたる如くに候穢懐[illegible]誠に

[illegible]し及紅人智の及ひ以所也[illegible]の[illegible]孝共に

立てる所也是に於て[illegible]と引かて付る如く申て神仏

[illegible]物也 紅涙の出る程に激徹する所に神仏に通する所と

存候

一 世帯構ふるは卑しき也 情を切て見解申し 何事ハ大儀して

我身を遠也 先情を出して 先祖子ハ此に極く物の拵へ有る

様の様に懐り すむ事ハ一生の事ハ家を付る分てても 然は

付申ハ已ひも当りに見るも非也と申ハ何と申ハ存ては

なけやし一生捨候 人を守て身を申れく勝り一生也さ様に

御道るも也

一 山本前神右衛門善忠申候詞数ヶ条書出申候 一 一方見申れは

八方見ゆる也 一 作り笑をする人ハ男ハ卑しく女ハ色を立候ける

一 口上又ハ物語なとにても物を申には向の目を見合て申へし 礼ハ

初手にて済也 うつむきて申ハ不用心也 一 袴の下に手を入

る事ハ不用心也 一 草紙書物ともは取扱候ハヽ焼捨申候 中野

是有ハ云かし役中咄一つハ櫻木梅のく武篇出る役也と云

一 魚ハ一るもの也行ハ侍たるへし 一 世ハ相持なり

一 鶴ハ七時ヲ起目のれ目さり寄合ハ思ハヌ論ヲ分別可仕

一 士ハ死シテ名ヲ揚残シ役わハ虎と皮

一 人ハ一代名ハ末代之事ハ何も死て以後も同ニ付何と若年つもや先キ中てこそ了し生涯ニ念入て相勤可申也

諸人一味ニかけく計見事也從之面ハ是ニ見れは也第一事様身ニ付ニて御一判等ハ物ろ也若り天ヲ對して恐れ可申

孝義ヲ付ニ男ニも御事ニ付候ニ也是を見守事と

成事かく見苦く成相構事又ハ加り候ハ只今此満足

所ハ知へし也

一 昔ハ若親組子ニ至迄申合光茂公代ニ御仕組候迄者母衆一人ニ而も有之時ハ家中ニ寄合候而相互ニ被遊候事も在之候得者兵ニ付申候迄ニ而申候也

市ニ而隠居かく其上ニも相替親中咄一相ならす其中ニも無之候者ハ侯ニ被成候而仕合ニ候得共役場ニ而一つ所

計ニ而も相揃候共ニ無之候へハ一つ所ニ追而其親類とも是又一つ組ニ而候得ハ其一つ所を抑而候而

親類ニ付ニ而も相替も無之候而其上ニ相組候ニ付候より

候者之ハ相構役所一弁ニも寄様被成候而も候得共ハ

知行主ニ於而御奉公ハ家中ニ随分相勤候事ニ候世間ニ而風聞
ニ付而父子兄弟覚悟も相極申候也説と申候殺ス事ニ候ニ於而ハ
申ス者遠慮も候と致し組代々ハ御奉公難相替候へ共不及之儀
御家老中ニ而吟味ニ而可被為ニ付其儀ニも其子ニ申ス也致候
不及申候共其申之候ハ口中ニ而申候ハ此吟味ハニ付候様子共ニ私一門
因而ニ組間ニ而吟味申ニ付てハ其後ハ成と而立て申候
申ハ御法令ニ付ハ無用ニ而それの先ニ而宗旨ニ而家ニ付而見限
ニ致候儀と貴殿ニ而遂ケ申候覚悟ニ身にて比中ニ而致申ハ様子
申上候申附殺候事申ハ致候様ニ而ハ其ニ而於口中出申候而
之事申七申上付而申ニ而候ハ一ヶ条ニ付而ハ難被届と
申上候由申候殺ス事也　誠ニ候処し　以下御家中ニ申ハ人ニ命を
知れぬ様ニ而候ニ私儀と御事ニ而子細ニ而候様ニ候申候ハ左様ニ而
御手前の子細ニ而候得ハ御奉公之候ハ以外人之御存知ニ而中ニ申候義ニ
ても不及候事也

一　又五六十年以前迄之士ハ毎朝行水し月代髪ニ香をとめ手
足の爪を切り軽石ニ而すりこかね草ニ而みかき懈怠なく身
元を嗜み尤武具一通ハ錆を不付ほこりを払ひみかき立召置候
身元を別而嗜候事伊達之様ニ候得共風流ニ而無之候
今日討死〳〵と必死之覚悟を極め若無嗜ニ而討死いたし候ハ
ヽハ兼而之不覚悟も顕れ敵ニ見限られきたなまれ候

故ニ老若共ニ身元を嗜申たる事にて候事六ヶ敷隙費へ申様ニ候へ共武士の仕事ハ斯様の事にて候別ニ忙敷事隙入事も無之候常住討死の仕組ニ打はまり篤と死身ニ成切て奉公も相勤武篇も仕候ハヽ恥辱有ましく候斯様の事を夢にも心付不申欲得我儘計ニて日を送り行当りてハ恥をかき夫も恥とも不思我さへ快く候へハ何も構はすと申て放埒無作法之行跡ニ成行候事返す〳〵口惜き次第ニ候兼て必死の覚悟無之者ハ必定死場悪敷ニ極り候又兼て必死ニ極り候ハヽ何しに賤敷振廻可有之哉此辺能々工夫可仕事也

又三十年以来風規打替り若士共の出合之咄ニ金銀の損得の考内証事の咄衣装の吟味色欲の雑談計ニて此事無之なれハ一座しまぬ様ニ相聞へ候是非なき風俗ニ成行候昔は二十三十迄も素より心の中ニ賤敷事持不申故詞ニも出し不申候年寄も不図申出候へハ怪我之様ニ思はれ候是ハ世上華奢ニ成内証方計を肝要ニ目付候故ニて候我身ニ似合ぬ奢さへ不仕候ハヽ何も成可申候又若きものゝ始末心有者ハ義理を欠也義理なき者ハすくたれ也

一

一 形しなハ能なりそうと似せて精を出す人ハ三年も大形ハ能成もの也古云今能其人をしてよしと思てしまへハ大形ハ

如何しと附能者云人ハ上手なり名人也又取上手作りて習ひたる
がよし仕手の相ハ附心得伝候一通ハ何某鳴氣ハ何某拍子ハ何某
身持正敷事ハ何某律儀成事ハ何某情し切りて偏くて
其外の事ハ何某と読る中にて第一能ハ一事充かくる人し
之能事計と撰立れハ上手の出来る也去りし乱能ハ師匠と
能ハ以下安慶曲を拍子ハ諸たく似せる者計りにて何し
益ハ不足也然ハ能者よ不律儀成ハ是を似せる者ハ
くれにハ嗜ハ名人よく律儀を似せる計也能者よ付けハ
何事も能くよき師匠と成事也

一 大事にて候しと様事付に拍子以ての道達せりしし上手に極りて

所附も離れ留相之声よ相渡相分てよし

一 上手と云人ハ二六時中気をぬかさず候所専意常に云思ひ
其上附相よ其の相也体もなくうらしく如くハ世の云事也
うらしく人自ら也此気の位なく事也

一 経氣計りてかならぬ事も又唐言し事至せ能附習が出来
出来ぬ相也此相ハ諸見の本一也家とて事附はよき
たのきくも相にて考てゐるが能也素し廻りつくくと伝て仕候
出来事又神事も一途に励候て他の事もなき也相にて
異見も取り相ゐて却て能すらぬもの也大相の時ハ別而一心
る大事也兎角気をぬかさぬ物也偏也てゐるも皆安也

一大酒にて後れをとりたる人数多也別而残念なる事也先我たけ分をよく覚え其上ハ呑ぬ様に有度也其内にも時により酔過る事有酒座にてハ就中気をぬかさす不図事出来ても間に合様に了簡有へき事也又酒宴ハ公界もの也心得へき事也

一上下によらす身の分際に過たる事をするものハ終に比興未練なるものにして下々ハ近比迷惑なる也下人も見限るもの也

一武藝ハ不念にしても身を見かしく武士を立る事と心得へし学ひ嗜をも打て諸藝ハ先よりハ精出す事也藝能好自ら仕習ふ少く済ぬ事也然るに多能なる人ハ下方にて見へ行要の不かり大形に嫌ふもの也

一吉凶に付御使役等の時差立しハ引れなとも当家の御名代なれハ態度の作法ある事也若殿しき人数の行要也又役目にて何にても御内にて理をしひり揚に成候の人々をハ何事にも存候何か有ても物也数人見及ひ見苦敷もの也我未た細談に身に付しては御役付ては調抑て迷惑いたす事也我ものと知らぬ人ハ詞にも勿論とも申すに得たれとも見しくなん事也上気にて心中も恥るハ尤も遠ひ熱ハ身を見へくなる仕積なき物也

一若年にハ能事なれとも多く見物すれハ身のうち也誠に南木尚くしいさましき人の過也一行あるものを見ても我なれハ非とて知るへき也

去れハ其作用ニ三也能々相ふ心ハ皆ケ様なるもの也大かた見
解ケ高くなる理なきなりや

一 人と難よき道ニ入らす見え易キ行く人と云ハ大事也抑々古人の
御中ニ知らぬもの也さりながら武士ハ其外成れ易事外なし随也
いさゝかとても物よ倚く浮ふ人にてならぬ所ニ言ふなる事を
ゆるす事なき也

一 後陽成天皇隠居遊ばし還幸之時朱杉椅に迎へ参られ
御盛ニ勅定成されハ唯今休んで還幸之節ハ御待ち迎へる
様き御頭なり北書にかくて見ゆ

一 何某多き覚え過ぎ手ふ紙之紙かぬ祝よ寄りこ候事て通ゆ去

名乗り出て若者を門にはけ何某九ハ云こかし申上候能々聞しも
みぐるしき侍衆と於直訴申付と申す也兄弟申合也

一 先年大会戦之時ニ討死仕て付衆其人悦みかく何某使セ十理事
座中ニ云又御仕合也と何某ハ御勝ニ出て一段御意にまかせ
相たく申して相ぬきす云

一 御宗申し上て御前にて致逆者我ニ宗入て何角用申し申上候
ならぬ所附と申候事合遊也三張申上候事ら高き所宜る
身の御相之節権押当てる御能相よ仕合て仕事候之仕候らり
加しく候事とも仕合ハ中間申上の出合の相也

一 みまか也人よ用といひ物をすみえても度々ハ言ふへき

佐賀県立図書館

なり申へし何とそ済ミ候ハヽ聞にいとふ中からあり
度也

一　大雨の感と云事あり途中にて俄雨にあひて濡しとて
道をいそき走り軒下を通りても濡る事はかはらさる也初
より思ひはまりて濡る時心に苦しみなし濡る事は同し是万
つにわたる也

一　諸の藝能も武道を云事もあるへく手に入へく候得共前より
あしく候やゆへ藝好きに物事の也学文等と能申
危き也

一　唐土に龍を絵に好み候人あり衣服器物迄龍の模様計付
られ候ことも深き所龍神感應して或時窓前に
首を出し見せけり其人驚き絶入したると也因て云ハ広言
を云ふ事にハ臨んて違却ある人多し

一　鑓つかひ何某申様ハ一生手に入ぬ事ハ達人と云ハ一流奥儀
からも免許を得たる上にハと事也又当身ハ若手子一形と
存て毎日修行をまもるへしたしなミの名誉也と申也
又其歌道師の傳受を宗を学し我日々念を去可云哉
見るへき也一事三昧也兩くれ藏三昧ニてなる事也

一　中通ハ袖しかと捻られ候武家ハ平生も人に家紋見せぬも
ならてはいかしくハ有物にて左右の袂を同ことし

佐賀県立図書館

かゝるに依さるゝ所右之くて財宝故に付ひくれ候事あり命也軍陣にては武功之人又は家臣つきと名を後代に残さんとて討死と定夜中を多く過は心短く暮卯も多く武勇とおもへるよし悪き事拙策や平生和も心得違之つきせ也

一 孫は山も得浅にしは江上には相撲すは遠く一旦而よ如くして後に生れ之人生れは海をへ得せんとは道弓相当ては一旦而よ如く居て時若誰そ之にて居ても出し候は猶ら始俗の猶有りと読申候

一 武士の子たらは育之職にて生せ也 先幼稚時より家風とさしみん俄物おもとても たまたま事申之ゆくに幼おの時にても短慮気者之は一生之疵也 親之不覚にては当座之叱時もおだ気を付くしかり申さず候は家柄に依るべし 臣也其とて おを わかる事申をとも申候は不覚之段也 又幼少より短く時よりは人気よぬる也 又ちらくも深くはても下 深く候は是にてしても不忠也 揚云 礼儀申しとそれより気を付候色欲を申し家柄よき所育ちても 大家の生付申しは能事女中老若を見てしては不孝なる色にしよ也 為歎き人生れ候てよき見訓するべき事 物なりもの也 又母親見ずして父子中悪敷又如事 母親を何とけも 冬く子とおもし父親つきてそれは子に見敢負とし子と一味之所にて子は父に不和に如る
佐賀県立図書館

也女の儀まて親ニてハ同事を指て出候て一味有之候ニハ
なかり

一 決定格護ニ而手前ハ人ニ勝をゆつりても又其身負候時ハ
乱れぬけしく候故ニ我是非の事をも今申出し味有之すれ
まうけと構へて丈と同意ニ人の挨拶ハいかにもと云事也
弥其見候ハ同意し今に相て是非も出しても其侍ニ出合候へく
はけ時ニ気の抜けぬ様ニ二三事也是ニ云味又八殿ニ申をも通
此時是非を揃候而御申候おもひ我構ニあるよしなりハ
まて能キ一言と思ひ候事ハ我相待と申しと思ひ候く以合申
有之ハ一分事ニてなく候へハいかにも遠那乎かうずるなり

人に成付ニ付又善し悪しも人ニは別苦ニ而そりし候へと
ても晴きらい申迄川入ニしても家之地ニ如キ事ハ切を積まれ
白しぬ事也

一 何某事数年之精勤ニ而我人一かとの御被官とて仕合居候事ニ
夜前御用ニ付多紙集請（御方々）祝儀を申述候様ニと
加増被仰付候由（案内）御使者ニ御存知申
脱ケ之ハ何某儀ハ白帷子着候て仕合よりの御礼
年来御用ニ立申候ニ付被召出候事御取成申上候
引入申候て申出候ハ魂ニ入候て中ニ在之申候
見備ニ在之候ハ唯我身自慢ニ而候ハ御被官

し事ハ捌置候と是程に大法成如何し料簡して切腹被仰付時一入いさきよく候ハ御憐愍ニ而被成候ハヽ無面目なとてハ当私ニ而ハ不及候事ニ候旁事也但世上ニ而ハ一通ハ別ニ無之事也

一 藝ハ身を助くると云は他方の侍の事也御当家の侍ハ藝ハ身を亡す也何にても一藝有之者ハ藝者にて侍にあらす何某ハ侍也といはるゝ様に心懸る事也少しにても藝能有ハ侍の害になる事と得心したる時諸藝共ニ用に立也此当り心得へき事也

一 風躰修行ハ不断鏡を見て直したるかよし是ハ秘事也諸人の請を能くするハ風躰也口上の秘事ハ常住ニ而物云ても直る事也文段ハ一行ニ済様ニ手紙案文ニ言事也右何も果ハ身の嗜ニて能也又手紙ハ向様ニて掛物ニなると云へとて山上方ニて承也

一 過てハ改るに憚る事なかれといへりいかにも遅滞なく改れハ誤り忽滅する也誤を隠さんとする時猶見苦しく苦敷しき物也口上にていひそこなひたる時ハ其場にてかまはす取直す也[illegible]

扨て陰事ハ全ぬつとと云つかれ又一度ときうしめ一言
云つまる事也

一 主従の約縁正しく諸君の縁にと申ハ是非もなく候共一ちかつまじく
これハ思く主ハ申しく見え出る所の時にて格別なれ共一ちかひ
ありて無し法にて菩提なし

一 何某申候ハ牢人など云ハ難儀の至極と相見え候へ共左様にても
これなく候へ共其外に苦しからず候事也牢人して後ハ左やうにもなし
云ふまじき也お方思ふよりハ違ひ也と一度牢人仕度と云
なし事也死に至て平生死習ていたし安く死にする事也只難儀ハ
お方まで皆しての事ハ見紀物する事を兼々心得て居へしも候ハ

是等の事也其上公人の前にてハ牢人切腹ハ悔しき事と存ずへし
是肝要也

一 結縁と申す事ハ是非に及ぬ事也さて事に依りて有事なれハ
それにて仕損じ候ハ定まりたる事也却て事に依りて仕損じ候
とて辱ともなき事ハ無調法にて仰せ付られし人の為にてなき
事也

一 人しれぬ見人と見ゆる様にと云事ハ月法ハ心安く常に居候
又ハ難儀の時大形よき事ハ探ねる事也兼々見れ人に依るへし付
お面立入見え出付候て仕也是を清し人間ハ一生の内諸慮する
事なき也其上事なく人にしらぬハ見習ふもの也ぬけぬ我難儀に付
ハ

人ニ相役ニハ召ひ出さる人也

一　登裏とハ人の居処也、此殿ハ先代の事也、登裏ハ天子也

居処也、人々居也、古ハ刑の者ニハ登裏と云也

一　山本荒神、居ハ若ニ居ル、此者ハ一年内何と成

居住ヲ為ス故ニ大事ニ云事ヲ除クモ也

一　浄衣冠切役ニ附何某ハ四人ニ見ル、浄仕事内ニ

世ニ了スルヲ不浄シテハ都而清忠ニ成リ、此ノ方ヘ神ニ付添之者

当方三ニ居也、次ニ宅ニ申候ヘてハ大事ニ付也、それニ

答シ会ス時ハ祖ノ切手ニ至ル、此節ハ族ニ成ル

了居申也、主ニ於テハ穢ハ清浄ニテ候、上事也

一　請居寄ニ用事有之也、女ニ候哉、居ニ居ル一遍ニ事ヲ神ヘ

此中二人同じ一云合洗ひ悪しく以て身分次第ニ二八仏神

此度可為故ニ申付而神文ニ掛合ニ六十ニ事也（兵士ニ公事ニ格ニ事ニ）

一　将基女帯一通ノ事ニ付、清浄ニ付、屏ニ云ニ七ニ下女

男女中以下ハ調ヘ屏風ヲ引回シ也

一　造酒切役ニ付而一通ノ事、八幡宮附ニ三御事、附物ニ伺ふ

附物ニ付ニ中座以来寄附ニ付、一云中座因テ人ニ依テ女房

病気ニ付医師呼ひ一通ノ事、中根ニ合ル事

一　同抱ニ付召て此事也、其事を取り清メ之者ニ揚子張

しあまは家中之者の也、子孫ニ至迄此風儀ニ有之

佐賀県立図書館

御譜代之者ハ科ハ我身ニ引請主君之御為ニ成様ニと心ニ
所存之何某ニ成替候時ハ詮なし相応事也

一 影ニ而何事ニても致さゝれハ頼もしきもの也而テ黄ハ
杜若と云物ニして一方ニ而見て先御国内之山ニ出来之人
多く致候ニ今ハ山ニ致新ニいつも能も出来候後ハ此出来ぬ
様出来て中々是我未来記之法人数ハ能也然ハ今之新事
二成事也

一 人相を見るは大将之専用之正威達りて正前ニ直候ハ
一かき事ニ候眼并書ニ与と云伝へ今ほど大秘事也と傳

一 存ぬ云事の通ハ怪事と云て何事の前表なと云物ハ
有ましき事也日月蝕箒星雷と云光物二月之雷師也
ニ雷声ニ而牛年吉事可有之事也陰陽之運行ゟ出現
する也日ハ東ゟ出西ニ入るも常ニ有之事ニハ怪事
と云ぬ是ニ能事ニハ又天変之時世上ニ悪心事出来る
事ハ疑ひなきと申ても何事なきニ人之我と心ニ怪ニ成し
悪事を仕出す也是一也事当年ニる也怪事も用心ハ乱
口傳有之也

一 張良か石公か書を傳へたるといひ義経ハ天狗の傳を請称と
いへて兵法一流建立之為也

一 御備も備作仕組ニ一とせ二十番立ニ割付帳出来候而ハ不

付而役人へ申候ハ拝領之御刀 殿様ゟ被仰付候ハ捨置候而も然候ハ与失公儀觸状ニ判形仕候而左様ニ人殺之節申候是ハ尤拙役仕成まてこすと存候私ニ申談候も役を緒方加へ如此切腹被仰候ハ申上候処之ハ後金銀も仕置し被申候ハ各ニ用力ニ而有之候ハ紛れ候ハ人者不申事也

一 風躰之修行ハ不断鏡を見直したるかよし 十三年ニ而髪を立候ニ付而一年計引入居申候一門共兼々申候ハ利発成面付ニ而候定而仕損可申候 殿様別而御嫌被成候ハ利発めきたる者ニ而候と申候ニ付而此節取直しつき仕直可申と存立不断鏡を見直し仕直し一年過而出候へハ虚労の地と皆申候是ハ奉公之基かと存候利発を面ニ出し候者ハ諸人請取不申候ゆりすわりてしかとしたる所なくてハ風躰宜しからさる也うやうやしくにかミ有て調子しつかなるかよし

一 火急之場ハ人ニ相談も不成時分別之仕様ハ四誓願ニ押当て見れハ何も仕損する事ハなき也

一 目付役ハ大意を以見候ハ害ニ成也目付を被 仰付候ハ御国家治ニ為ニ而候 殿様御一人ニ而ハ広く見聞被成難付而 殿様之御身持御家老之邪正仕置之善悪世之唱下々之苦楽を分明ニ承届御政道を正しく可被成為

佐賀県立図書館

身ノ上ニ目をとめぬハ不忠也依テ身ニかゝる悪事を見知り
候而も言上いたし付而ハ二十ニ却而害ニなる也下々に
忠多き者ハ稀也下々ハ悪事ハ御為ニ成し害ニなるを
拘也又寵役ハ科人の云かけなく助り候様ニと思ひて宛
事ありとも早く人ニ語る為也

一 主人ニ諫言をするニ色々有へし志之諫言ハ脇ニ知れぬ様ニ
する也御気ニさからハぬ様ニして御癖を直し申物也是ハ
忠義と申物也昔ゟ度々申ても聞入無之仕合也若年者
何レも其志之末一命を捨く事ニ以後ハ御為ニ成る事も御害
申事此事不一通候得ハ諫言ニ向ひ御昵を仕候と詞を
渡し候ハ白帷子ニ下着にて御前ニ出候ハ追付退出又諫言ニ
向ひ指出し候者ハ其身ニ取り御機嫌悪敷ハ二度も御用
ニ被召出間敷と仕合なる也度々言上仕候ハ主人之非儀
取り我忠を上け威勢を立る仕事也自分ゟ仕出者ニ
なき也

一 勘定者ハすくたるゝ者也子細ハ勘定ハ損徳之考する
ものなれハ常ニ損徳の心不絶也死ハ損生ハ徳なれハ死ぬる事を
すかぬ故すくたるゝもの也又学文者ハ才智弁口にて本躰
臆病欲心なとを仕隠すもの也人の見誤る所也

一 追腹御停止ニ成りて殿ノ御味方する家中無き事也

幼少にても武稽古相立候様に仕向事云またげこと申し小姓共は以前付候ゆへ風俗悪敷成り余り口惜也と皆云人之為にも成候それかしも小姓ハ非役事也十六七にて前髪取り門番事を若衆に嗜ませ離し申て相風俗して伴も達程して従事に達人能き云人数不申候小姓前の者ハ幼少時より見従役見習申候一下御前ハ不成（且十二年清信勤務早十七之膳也）

一 武士たるものハ死狂ひ也一人の殺害を数十人して仕兼ぬるものと直茂公も仰られ候本気にてハ大業ハならず気違に成て死狂ひする迄也又武道に於て分別出来れハ早後るる也忠も孝も入らず武道に於てハ死狂ひ也此内に忠孝ハ自こもるへし

一 志田吉之助か生ても死ても残らぬ場ならハ生たるか増し也と申しハ裏を言ひたる物也又ハ行うか行くまいかと思ふ所ハ行ぬかよしと此追加に食ハうか食ふまいかと思ふ物ハ食ぬかよし死なうか死ぬまいかと思ふ時ハ死ぬるかよし（此事は世中も取／以後し嗜めき）

一 大難大変に逢ても動転せぬと云ハまたしき也大変に逢てハ歓喜踊躍して勇ミ進むへき也一関越たる所也水増れハ船高しと云か如し（村岳氏乃段不応見人し筆に甚）

一 名人の上を見聞て及ばざる事と思ふハ不甲斐なき事也名人も人也我も人也何しに劣るへきと思ひて一度打向ハ最早

〇〇ニ入ル是十五ニして学ニ志たる所が聖人也後ニ
脩行して聖人ニ成ても又ハ非を知て一生打置ず修行仕時
無益な正覚なとゝ云ぬもの也

一　武士ハ万事ニ心を付わづかにもおくれになる事を嫌ふべき也
就中物云ニ不吟味なれバ我ハ臆病也其時ハ逃申べしおそろ
しきいたひなとゝ云事ざれにも寝言にもたわ言ニも
たはふれにも云ましき詞也心ある人の聞てハ心の奥押はかるゝ
もの也兼而吟味して可置事也

一　ちとゝ武篇と志ふかき我人ニ極意之秘伝ニ学得候ハヾ自然
之時一命指捨申事無定也是ハ打忘し仕形物云出し
那ニし物也お前一云り無事也家人を救者なるものゝ也
並而として人が知る物也　口伝

一　すきと云のたとへとも時も同事ても我身も保を第一とする
事なり物といふものハ云ごとにて分別ハ十云を一云て候ものなり
多く口を利事也山伝範入道と云也

一　首尾能くせんとすれバ一働ハ志を一とする物也とても之と威見
大将を見るにも知事なり何そ人を人とむべきニ谷
当体も病死も二三日ハ書之申と申也　口伝

一　古人の詞ニ七息思案と云事在　隆信公ハ分別も久しく
すれバねまると被仰候　直茂公ハ万事しだるき事十ニ

七悪し武士ハ物毎手取早ニする物ぞと被仰候也心気うろ
うろとしたる時ハ分別も埒明不申候なつミなくさハやかニりん
としたる気ニてハ七息ニ分別澄む物也胸すわりてつき切たる
気の位也（口傳）

一　少理窟申者合点しうる人ハ頓而高慢し一ふり者と云はれ
てハ悦ひ我今之世間ニ合ぬ生付なと云て我上何かあると
思ふハ天罰有也何程能事持たりとも人のすかぬ者ハ
益ニ不立候御用ニ立奉公すると云事ハ好かれ候様ニ
くする事也其外ハ諫人嫌ぬ物也

一　諫言の座ニ我其位ニ叶ハさる時ハ其位之人ニ頼ミて直
申す様ニすれバ大忠也此階の為ニ諸人と懇ニする也我為ニ
すれハ追従也一分ハ我ハ荷ひ申心入也

一　御家中ニ能御被官出来候様ニ人を仕立る事大事也志ある
人々ハ構ふ中也我構ぬと合点仕候ハ御用ニ立ぬ人ハ如何之事也

一　隠居當主父子兄弟中悪敷事ハ欲得ゟおこる也主従中
悪敷と云事無之の證據也

一　若年之内出頭して御用ニ立ハのうぢなき物也発明の生
付ありても器量熟せず人も請取ぬ也五十計よりそろそろ仕上
たるかよき也其内ハ諸人の目ニ出頭遅きと思ふ程なるかのう
ぢある也又身を崩しても志ある者ハ私曲の事なきゆへ

佐賀県立図書館

不く事ゝ也

一 浪人抔して取乱ハ沙汰之限也 勝茂公御代ニハ七度浪人せねハ誠之奉公人ニてなし 七ころひ八おきと口癖ニ被仰候也 成富兵庫杯ハ七度浪人致たる由也 起上り人形之様ニ可心得事也 主人も試ニ被仰付事可有之

一 病氣抔とハ氣持ニて重く成物也 我ハ老後之親七十老子ニて生れけれハ水少き生れ付にて一機もなし 然ニ病氣ニ不相淫事を慎ミ灸治を度々致故也 是ニ付て蝮蛇之一念口ハ七度焼ても本形ニ成ると云事有之 我願ハ七生迄も御家之士ニ生出て本望可申と志候と

思ひ込ミ也

一 直茂公御意ニ無也為之士ハ恨侍中まじく思さ若公器と又族侍ト申ハ星経ゟ大事之魂にして無之候白髪付一倍有之以主人之為ニ聞之なりとも二三十ニ及不見届ては統ハ能ゝ有抱好也然ニ如此事也

一 義經軍歌ニ大将ハ人ニ詞を能かけよと有り 組被官迄も自然之時ハ勿論平生ニても扨も能仕候事を一ツ働曲者と申時ハ身命を惜まぬ物也 兎角一言か大事の物也

一 山本神右衛門善忠常ゝ申候ハ 侍ハ人を持ニ極り候 何程御用ニ可立と存候ても一人武篇ハされぬ物也 金銀ハ人ニ借りてもある

佐賀県立図書館

物也人ハ饑よりも物也並而能人を離て抜捨て一きせ人ハ我

物事ハ我口にて物をくふハ打ならん一服をとけて下さく也

言れハ人を打てもの也丈夫ニ身上にて神右衛門殿人取て人ハ

出し神右衛門ハ我物ニて歩ケ多取して時々御法

不足せ仕立して以下也仍ニ殺ニ能殺も

為し事ニ而物又右段々仕合之段申候ハ神右衛門乱入

以ものにて新ニ右抱して仕分て法仕切候て当家其外

ともに清蔵殿同前ニ候時分ハ寺井ニ志因以之儀能申

神右衛門申し先大分相付候ハ深之化くて没之作くら所

御意ハ相よく仰付れハ高之前ニ而高之仕也

一 神右衛門申候ハ曲者ハ頼母敷者頼母敷者ハ曲者也年来仕

覚有頼母敷と云ハ首尾好時ハ不入人の落目ニ成難儀之時

分くゞり入て頼もしするか頼母敷もの也左様の者ハ必曲者

なりと

一 何某喝食被召 御目見之時申候ハ御礼仕候者頼之難有奉存

埋れ候者を 御目見之仕置加候公儀ニて道へくされハ身命を抛申

にてあるへくと観念してあれハ一入御心を盛にく仰付申

事ニて申候又御礼申 殿中ニ而目を相見届申候と

合点して居りくらす不動人を申候とて十云ハ一云て

深く申候様ニ見てくらすと見へ申候ハ八方残訳ニて叩き

ゆへ付而聞し人々却而気つかう所常ニ是申さるゝ人なれ
そ候とてもあの世別様兵念なき御仕候也

一　少智恵ある者は当代を譏るもの也災の基也口を嗜む
者は善世ニは用られ悪世ニは刑戮をまぬかるゝと也

一　神文ニ深キ様ニなきこと也

一　御異見を申上るハ一信心ニ而其都而害ニ成候御覚え
而申上ル無理之事有之故異見為之御家中ハ諸宗分也一命
を捨て申上ル筈ニ其成ものゝ也御手前も仕申上候御氣ニ
さらひ云おさるて中々打寄されて言年之先年相良求馬
御氣ニさらひハ此覚見へと添て申上候付而御意被成切腹と
被仰出候議就山城殿へ弁而同前ニ評定有之一ハ相らハ不都合
主相成候て一事ニ申おゐて死罪被仰付て候ハて相成ニ不
止事と被仰上候所ニ相加え候ニ付而ハ何方へも相成候ニ付て之ニ訖
被遣　御耳ニ相達候御立腹被成事ニて候つゝ申ニ付而ハ切腹
被仰付候ニ付而ハ世上ニ致而人中ニ関り被成も候者ハ
相究候ニ付大隈文左衛門御別当ニ付石井源左衛門石井八兵衛
御意ニ背候ニ付切腹と申候御前ニて継承て御前被為
存し候ハ御助候ハ相成ましく申上候　石井八郎右衛門御立腹被仰付候
相極切腹申付候之助左衛門殿ニて中ニ被仰候處御意被成之
左様ハ云様ニ申上て左衛門殿ニ御助ハ相成ましく候也

佐賀県立図書館

く申出何も成間敷事なから古しと何とぞして助ける様にすれハ付出右お文て此何と成間敷付而候文我か方ニ七度迄同し事を申上候 左様に成程理ハ云ても七度迄も申上事なれハ助くる時もありたりと也 左も无之助かる為にも不成事成とも申へし也

一 人ハ知識をもつならハ我上を人よりいはせて異見を受る也 並人ハ我一分にて済す故一段知識かけ申し 人に談合するならハ一段知識の下也 何某殿ハ半分を知せ候故我らも能出頭人之流例と申候が人の申也

一 修行におゐてハ是迄成就と云事ハなし 成就と思ふ所其侭道に背く也 一生之間不足〳〵と思ひて思ひ死する所後より見て成就し人也 純一無雑ニ成一片になる事ハ中々一生ニ成兼へし まじり物有てハ道にあらず 奉公武篇一片に成事心懸へき也

一 何が二つになるが悪敷也 武士道一ツにて他に求る事有へからす 道ノ字ハ同し事也 然に儒道仏道を聞て武士道なとゝ云ハ道にかなハぬ所也 如此心得て諸道を聞 弥道に叶ふへし

一 歌の読方ニつゞけかゝりてにはが大事也と云 是を見るニ常之物云ニも付つへき事也

一 武士たる者ハ当座の一言が大事也 只一言にて武勇顕るゝなり 治世ニ勇を顕すハ詞也 乱世にも一言にて剛臆見ゆると見えたり 此一言か心の花也 口にて云ハるゝものにてなし

佐賀県立図書館

一 武士ハかりにも弱気の事を云ましくすましと兼々心かくへき事也
かりそめの事にて心の奥見ゆるもの也

一 何事もならぬと云事なし 一念をこるとて天地も思ひほかるゝ
ものゝならぬと云事なし 人かひゝ敷故也 思ひ立ぬ也 力をも
入らすして天地を動かすと云も只一心の事也

一 礼ニ拘わり過候之様ニ筆法へさてとや申事 取立本ニ当時
ゝ人も礼かましく自然也 こうつりける見え風俗何とゝ付たるもの也て
形く礼ニ敷かよし 又女性の対面婚礼ニ深く礼ニて中ニ於の
道ニ法ニ一しお無て礼をするを云へハ無文也 近代ハ無礼
調子よく無也

一 芸人ちくると称とも云稽古候ハ犬の皮或ハ虎の皮と云ミの
是又武者道ニ而ハ士ハ和学を知らぬ事ニ候 肉ハ費自然ニ掛り
ものにすきやわかり逆ニ成る也

一 芸能ニ上手といはるゝ人ハ馬鹿風の者也 是ハ只一篇ニ貪着
ある愚痴故也 余念なくて上手ニ成る也 何ニも立ぬもの也

一 聖を聖賢と云事ハ非を知るゆへ也 其時の非を知る中力我
知し何事もならぬと分明ニ分るを云 非を知る道之士は
跡誇も成難しく其合中も知非之へ我非を知り人
を救 我非を知り一生を捨候ハ老人 御国之宝也

一 罪ヨリ内ハ誠ニ知らぬ 六十ニ及此也御分別可有

をうるか相應也

一 今日合點をするハ夫とも尤道ヶ能也能〻よくとて通ハぬ事
と云てハ無其のもの也

一 浮常に純出る人ニハ親類迄て仕事也我等ニ出れハ近頃分り
候そや上ハ度中ニ時の勝也先〻人の志代の志を能人分ハ
云事也何事も常ニ人の爲也

一 人ニ見せて申時ハ並ニ申事ニても不に御法度ニ成て
申也左様ニ云仕ハ重而左様ニ成ル事をいたさぬもの也
何とそ人ニ安く見られ云能様ニ仕成て人ニいはすかる能也

一 諫言の仕様か第一也何もかもそろひ候様ニ申上候ハ
御用可成様寄て如何やうに申とも御用ニ相立候ても
若者ハ下く安様ニ候ハゝ御家中ニて御奉公ニ付御相
小とも何とも候ハ下々御用ニ立候とも脇より御家中御為
是ハ御若年の者申事を云ふハ立とも御為ニ成ル
諫言見出人ハ相應ニ様子見計候て用ニ不立とて仕候
申分有とも見合候て安能事も出来ぬもの也

一 世ニ教訓する人ハ多し教訓を悦人ハ寡し猶更教訓ニ従ふ人
ハ稀也年三十も越ぬれハ教訓する人も無し教訓の道ふさ
かりて我まゝなる故一生非をかさね愚をまして捨るもの也道を
知りたる人ニハ何とそ馴近付て教訓を受へき事也

一名利薄き士ハ多くハえせ者にて人を譏り高慢して益に立たず名利深き士にハ劣也此者ハ用ニ立

一大機（器）ハ晩く成と云事也二十年三十年して仕課する事になくて大功ハ成らぬ物也奉公も急ぐ心ある時ハ我役に不足を推量し若輩なる人ハ見上を出しぐさにて切る振舞をし追従軽薄し同年来役に掛る者也隔てハ骨を折る事ありて事ハ人より引下りて用に立也

一役を勤る者ハ其役を大事と念懸して今日斗と思ひ居る又主君の御前に出ると思ひ居れハ誤なき物也役儀を勤るに通し云事なきハ一生役を身に入ざる也

一不気味なる事ありとて役を引取などする事ハ御譜代相伝之身として主君を疎にする也逆心同前也他家之者ハ不気味なる時引取と申てもよき也御家之者ハ理非によらず畏りて依気に入らぬ事ハいつまでも訴訟すべし

一楠正成兵庫記の中に降参と云事ハ謀にても君の為にても武士のせざる事也と有忠臣ハ如此あるべき事也

一去人云人ハ出来ずと云事ハ死狂ひ也又大役仰付らると危き事と思ひ引取る者ハ逃尻者也其役を仰付られ候て仕損するは虎口の討死同前也

一役義を大切に存し主君近くの気風を見知りて我為に勤る者ハ

縦十度えりて何ぞ成一度えりかし迄しける時滅亡してさる者
前しをする也日本ニ一定しける志ん多く私也将名の存され
たる事也

一 何用組ニ合借れハ右のなと武士ふニ切りたる事有時我ニ
諸き多る紀将ニ平生ぶん叶して致けれ自死し時人も同れも
うる物也たとニ武勇の人ニ常識へく心を何葉ニ芳るへし
きと思ひく勇氣を附去て一つ事也

一 戦場ニて人ニ先へを越されしと思ひ敵陣をお破らんと心がける
時人ニ劣れまて心氣勇けくなる武勇と顕れよし古武士傳ハ
なり又討死しける時ハ敵すへ死骸向く様の心わしく一ざ見度也

一 諸人一和して天道ニ任せて居れハ心安也一和せされハ大役を
調ても忠義ニ何ならん傍輩と中悪く顔を合るも不和出
し悪くも言ものと云ハ相當ニ棟き悪知たる者も自他ニ付
く事と思ひて心ニ付ぬゆすみとも出家を度毎ニ生死ある
云化身義度ニても何ぬ根ニ心を付く上下万又世帯れ
世中との事も知去はん人ニ悪く思れて果たハ末後事也
但貴賤輕處ハ見苦敷也是ハ我為ニする故也又人を先ニ
立く争ふ心多く礼義とこさす無く我為の悪くても
人の為ニ能様ニすれハいつも初手参之様ニて中悪き事なる
今も婚礼も任法もなし也 将来性む事後のことくなるい

不知故にて居る也

一 何事も人よりは一段立上りて見ねは同し枕にて理くつを言
てがらもなしとわかりあひなる故にへきらぬとしくる事有
御集方と遣ひ事を談合仕候か若事にて不案内にて
成ゑしよきも人は又御主人の御懇も有たましえとは厳難れとも
不能とも人は最相応に人の高き志深きをはたまはりしか

一 入婿殺もの也てはともすくも也

一 何和尚ハ利発にてしかも事を押付て済し被申候ハ日本よりも見え
ゆれ出家にて申事も邪也大根と見候の力ある人
成ものゝ也

一 能人有る組の中には切々会の咄も仕候人々も入申候
今時は出会ても古参と云て殺人出来申候ハ皆加減して咄申候

一 老いと咄して嫌ひて語申候

一 老耄ハ得方に出るもの也気力強き内ハ得方を押隠し
居れとも衰へたる時得方のあらはれ恥也多く見ゆる也
六十及人の老耄せぬハ無しせぬと思ふ所か早老耄也 一鼎ハ
理屈老耄と見えたり 我一人して御家ハ抱るとて歴々
方へ見苦しくある所へ廻り人々遠魂を引仕談合仕るも事有
と思ふ又老耄也 我等か能けれは気も身に覚えけり付く御法事之
御十三年忌限に不参仕御林寺之庵に引籠り候ハ申候

一 新儀と云は能事にても悪事にても出来ぬもの也 先々御家お
御代々の為とて金銀を出し殿様宜下候得は人々見合も
有之候て近頃迄もひろく誉め候て悪事に成る事多し 見知らぬ事も能
いふて扱ふ事故 悪事に仕切り見れば前は悪事ならでは中々
争論出来御家中騒動となる 又人家人仕組又は御
見知らぬ事を為とて寵役共人中付侍る事寵役は陸々に相
悪事となり候

一 本筋を立之につき候れば枝葉は自ら能く栄ゆ
し事なして至善也 枝葉にかまひ事は詮なき大事にならぬ也 それゆへ
聊かの事も何かにつけ也

一 就恭守しゆゑに上方にて昌ふ中には若衆方にても四十より
内は三年五年目にて諸芸ものにては四十過ぎて同じ事なと云は
上手にても出来し候て悪き事に四十より見れば多くおもしろき事も
宝蔵へのもの也

一 武篇は敵を討取りたるよりは主の為に死たるが手柄也 継信が
働にて知るべし

一 若き時分諸芸にて名を得て月日の誤を手付置たるに
二十三十の頃の書付ハ四十五十になりて見れば一目も
見られぬ物にて是を見れば云ぞこなひ仕そこなひ多き物ハ恥
かしきもの也 相応に何にても有る人ハ三度の覚悟也

一 物を後に後えて後ゟ有るよし 口にても又人ハ声ゟ後から先と武語
に極まる也

一 仕合能時ハ自慢と奢ゟ萌す所絶也 不仕合時ハ自然の一信敬禄を
進するもの也 能時もよし 悪時も甲斐有ものなり

一 忠臣ハ孝子の門ゟ求むと云へり 然るに忘れして孝ハ忠之
事なるを知るへし 然し自身事為に一本ハ性を敬ふハ自然
よりなれとも 孝ハ精勤して仕ふ様なり 忠孝と云ハ忘理なる
主人の理を祝をなくハ知恵無礼也 能ものなれハ総体の起り
なる也 松柏ハ寒さ後に凋むとあるハ云ふ也 法師ハ枳殻よりも奥
極より人く道を衣ゟ内に信じ無事に暮すへしと思ふ案し

てこそ常禄の事なかるへし

一 物を書にハ紙と筆と墨と三ひ合せてならてハ成らさる也と
一日行ひハ天を頼まして為すへき事也

一 文庫とハ書物を出し入る所の事也 又ハ丁子の香してけるゆへ也

一 太気と云ハ大慈悲にして候也 神仏慈悲の目を開くへしと学へ
何事も神の恵とは程も哀の広く大なる事限なし 慈悲も広く
と云ふ也 上古三国の聖賢をとりと学ふも皆わつかに慈悲を広く
める事也 何事ゟも君父の為又ハ諸人の為を深く思ふと十人に
是大慈悲也 慈悲心ゟ出る知恵勇か知也 物也 慈悲の為にハ
罰し慈悲して為すに働くなれ 後高名しても限なし 我為にするハ

佐賀県立図書館

捷くちはさく小氣也要事と成[illegible]也勇智の事ハ皆[illegible]

より慈悲[illegible]出まて諸[illegible]手を[illegible]　家康公仰ニ諸人我

子のことく思はゝ諸人又我を親のことく思ふ故　天下泰平し

基ハ慈悲也と又寄親組子と申事親子同意ニて一和し心を付

くる名なると云[illegible]　忠義と云理非を紀せる者ハ人罪ニ落る也

とらに付ハ慈悲より法ヶ條なとありまし候理しかて理を

合候也慈悲なる[illegible]云[illegible]事味[illegible]精を入[illegible]也

一　湛然和尚申候は某云人ハ利發なるものゝ[illegible]ものせされとも

かゝけの人[illegible]身[illegible]くる事にあらしく

一　武勇ニ云ハ[illegible]時ニ[illegible]一生の恥ニ[illegible]

心得身くしてハ危き也云[illegible]人[illegible]ものせ右之を申し

自然[illegible]して心[illegible]一生一人しものせ[illegible]

かれハ堅[illegible]相手同しく成[illegible]女ニ見[illegible]是ハ

武士の恥也と云友し云手前[illegible]縁[illegible]女ニ見[illegible]

[illegible]書しハ名[illegible]文也人[illegible]物也と云[illegible]ハ文事[illegible]忠義

見[illegible]ハ此方[illegible]見え花む也[illegible]気[illegible]ハ根ニ入[illegible]後ハ

見[illegible]ものニ[illegible]を捨[illegible]見[illegible]れハ[illegible]性根[illegible]

無理也く[illegible]あ[illegible]ハ陰あるとし[illegible]切し

陰[illegible]と云[illegible]ハ又[illegible]義の間ニ[illegible]と云ひくむさひ[illegible]さは

腹之[illegible]生理[illegible]ハ切腹[illegible]又男の方ハ此方之前の心底見[illegible]

おゝ同し座を拠くゐる事あれハ叶ふへしと云事也二段は
盃とられ武家をたすけし也　下ノ室ハ武士の居所也

一 星野ノ指ハ此寺在所の元祖也其子孫今に一家有元
を建てられ　枝吉氏ハ理を以て屋敷ゆり此所後の時ノ指順ニ
茶屋所を以ていつとなく枝吉落さんとてはかる事なれ共
以て指取て方をさらけにかさんとて板の骨を折りしと此
中は後年枝吉ニてんまと同人と　枝吉此中此ハ座を拵へたる處
の目極也左見んれハ船にゐる也凡ハ主に付る處有し事也
此くなりぬものと見えし也

一 中將山之儀ハ　政家公御小姓也舩中にて死去寺尾寵王丸

墓石中將寺大實　先祖也或ハ其忠しけるゆへと云寺は七ツ
になれハ二合半位にと云小寺を建立にて法躰して調ふ中にて
古今無双の人也　養中にて也　勝蔵公も御熟意にて法体にて候し
此ゟ山之儀通ふと又は法体にて出陣の節　身を扮さうけ御法に帰へさし
此方所中にて一ふしとや成候　直武公御中之時にて過去　政家公之儀
此寺此中へ入候後同次郎并御拵へけ其節ニて終候事也
将舟中にて身御帰かね中山之儀此中にてハ只今済の如く也
已三人切腹御座候切腹ハ御無念なる事て取子のかわるとて御座と
夜ニ着し命御自の見込之出来して其子なくしは　実ハ御親族也
次郎犯檎おさへ候　松之介と申御親類去る也殊にへく人等有之

佐賀県立図書館

内に入身を安楽にしおくれ者になるへしけなく候てすまひ
先祖前にも方一と存しゐてさきに目をかけられ候て
夜昼に山中にて隠居を好み世事を捨て仏法を見届候と
申しまきし也 然れとも二年も方次第無沙汰隠居之山居を嫌ひ
及筋に橋通合を下城なく 通合毎日出仕と也

一 一日暮しは能事と云ふ也といへは何のなきと云ふ 一日に云へは老病と
おもひ申す事也 書とおもしへ〔illegible〕は落也ぬ事也

一 大人は詞を惜む者也 見る様二一雲 出雲安志行村に田浦帰て
山居にも 丹波守 能き相知と御役に

一 五十歳より内は智恵分別の付たる時の程に人によりて身
の程よりも早く出ても後に取残され富貴にも成ぬもの也

一 相談申候時は与気を付て其申立す 遂に事也 仲間数ケ所利かぬ大役
之陣立に付而 旅組衆に成人ふ事にも候へは 様々な病気
ヽ何事ぞ見候附は 御城を出候て毎日見廻り大風雨無之也

一 何某今度何とか江一宿を御書と誠に出度時分に
大形無御座と去る相月の名代の人まりかるゝへき人よし
よく可申也

一 古老共評判に武士は立派なる事は身の程に応したる物也 能
加減に仕なく立る事は後日の評判によく立出る物也 仕る
とは思ひて仕る時 世申しと取る 名代無念なる事もき

佐賀県立図書館

事也

一 打果と詞の有事ハ及付難ハ手間とりて仕損せぬへしと云れ
とも此方を廻りて云はんとて足を踏延て延ぬく人を見ると
出来る事也仕出候或人ハ辛抱なれハ左二左之一乱有り
或人川上渡中渡船中ニて小姓酒狂ニて船頭とからかひ向へ
着て小姓刀をぬき候へハ船頭竿ニて頭を打申候其時あたりの
船頭とも櫂を提走集り打殺さんとする時主人ハ
知らぬ顔にて通られ候小姓一人あやまり船頭共へわひ申候
済候由其夜小姓大小を取上候由先船中ニて
も酒狂を叱り船頭を宥不申ハ無心得事也又無理ニても頭を打れ候ハヽ
頭を打れ候上ハ理非ニ不及主人も相手船頭共酒狂共も
打捨一手ニ可也主人ハぬるき人也

一 古へ士覚悟ハ深キ事也十三以上六十以下ハ出陣と云事なれとも
又古老ハ年を隠候といへり

一 或人覚悟し称覚悟事ハ主君之為身を捨前方ハ如何様の覚悟
二股事也江戸にて見えて云ハて身を清め可申有り
又誰云ハ時を討て申事今ハ何様ニも申候ハて
其内ニも品々有事也又頼人を見らく云ハ無理
し事也依而海く候ても理を付て覚悟よいひ
有之候ハヽ是も可有也又佐合候ハ人ハ云ふましきも不苦

落着する志ゆへは謗を不便と加へ係とても立去候程にて彼
申侍之道理也とそ言也

一 何某今之役ニて吉物を讓らるゝと返しける時金銀拵しく
永年不勝ゝ萬事も人之為しける物らとて世也と申か

一 双六又云入能申候ハ此ゝ日丸出のまけ候て作為申弥勝ハ
也 神々我申之ハ欲深きハ諸事水氣ある為ハ何しても
我身立ゝ仕形也と時は能く志ある作法にも能心と云ふと見へ
そうり神路は我は名を我身申にハ安き者也 欲ハ同じ所を離れ皆不
立身様ゝする事ハ身に不成もの也

一 我身にかゝりたる重き事ハ一つもなし 別之地盤と云へ公二云三へ皆

破ゝと作くのゝ孫ハ埒明ぬものも大事丸捨と人々談合して見へ
頃々在ゝ乗ゝ多く人の為神ゝは何ゝ成るもの也 能々時々我か別入
かの世是角氣遣と樣く身を捨ゝ作れハ滅也 けし能作
植しと思へハ不或る出来てなゝ仕様も成也 多くハ味方し人て
此方の為と思ふ今日も情をたまてくりくきゝわつらもすん出来
私しけし植成申事也

一 篤志様之元之神大の御時出来体見えし八月ニハ陣ゝ持
申ニ有出る之 一字一石宛ゝ書可申と申に付而見えしハ其一
陣亡ゝ時認之て 何卒申出九月 八日に編出てハ書也 出来
体見し両様かされくくて送りる人々跡ハ出合ゝ一千陣之跡

佐賀県立図書館

見え候由出来し円撲なる身にて骨折候へハ十才ゟ附申也是ハ
我等共覚候事也十一才より髪を立相応に被仰付候十四才ゟ
至年云之事ニ候御小性也　御前殿様御国へ御引列に候様頼ニ
まいり候江戸古郷へ罷在候ハ、当年二月ゟ比
至極相煩候事ニ候て不興之儀申候へハ同月晦日御部屋
まて相勤病中候て被仰付候後　若殿様御側ニ罷成候て
御前ニ相勤候中と存候　御暇ニ被成候　若殿様比節
御前ニ召少々遊被成候様御申遠慮被仰候ハ、相叶不申候
御咎も一人も無之候処私共ハ　御意ニて候ハ、
難ニ候得共今ニ忘れ不申候ハ一生之叶候事也

門外之奉公之者ニ被仰付一通りと不興之儀も有之
御存じ候得共同じ様ニ被召置候ハ御用事も有之候節
見捨候様に存候一代　殿様之大切なる御事ハ我等次第ニ御座候
是一つにて身を歴り身を捨ても不忘御中之御恩を存候
家来一人にて御取立と存候

一　山崎蔵人へ見候へ者主人へ仕候者と云也然し
不叶して理非邪正の当りの理非邪正を存するは
身の付候やうに存候事ニて主人を大切に
存候事也是も能く存候ても主人の好き事
数きる事にて過分之事也

悪きとや申す道を云人のよきハ好き乎何事なりとも本望也
理の見えたる人ハ何の所ニ佛一生むさと書物読し
事也 殊ニ後生一生也 只〻立二立ニ二ツになるハいや也
萬事を捨て奉公三昧ニ極りたる忠の武のと云ふ事なるは
理屈を言ふハいやなり

一 先祖之善悪は子孫之請取次第と申す 然は先祖之悪事成
を善事に致り相子孫として仕補てかへす事なりこれ
孝行なるべし

一 古子孫絶金銀に御法度中之武士妻娶し己けれ共後(?)波
召教事也 先祖し事ハ先祖不残者なと旦目立ぬと理を説く

不義と申ハ事これ悪事也 理を付くハ反ハ不忠也

一 或人何某も惜気不死しても詰申にハ惜気も聞えてはしと答
中ハ又世の末に成 理ハ詰申にハしと詰申にも外き窮者これハ麽変
又申すハ追手使て成けるにても善事にハ先祖の端たる
身のけ程時盛切腹し候者也古本不作法を絶事と家督ニ相違
事をも相続の悪口仕候得共芸能申ハ人之云き誤まて皆是を志の
也討ニ持討候て忘ハ不便事にて六ハ能相ニおゐて左様云族くそ
候と申理にて人其事を立て時盛ハ尤に而沙汰まて一己と
筆申也浅智切しゃすみて候也

一 古川六郎左衛門申候ハ主人として用に立ぬを引かへぬ立人と云ハ

佐賀県立図書館

我々武士之人ヲ刃ニかけ候ハ大分之法度之事ニ而様々之御咎とも
御用ニ立度と思ふハ十人ニ一人一致して御用ニ立もの也我等ハきと
兼々要る物と人ハ人ニ達ニ申しくなくて能キ事也付而ハ某ニ誠
浪人気付申し一生むざと事と覚悟ニ御懇ニ被仰付候ても
前世の因縁と思ひ幸ニ出て奉公仕候而御為ニ
分別をして只御用ニ立度と思ふ計也心ぶかく
御奉公ニハ何ケ様ニ身ヲ捨て物の用ニておやくニ可立
一生ともむざと事ハ無之候ニ御為ニ立事也我等武士ハ何とても御用
一人とも早々のみこみて其身も我等御用ニ立度思ふ其ニ於てハ
主ノ御為之能也智恵利口者とハ知らぬ害ニ成事也

小身者ニ申度ハ病者ハ忠臣也年寄者と云ハ神慮
之真似之氏不相云ひの分きて老も身の次第きさしく而て
人安心申して身分相応ニ御用ニ立事と思ひ歎かず致す
主ニかしこ御用之御左様智恵入相也何とて
殿し御為ニ家中下百姓迄ニ奉公事とし公事ニ
流し我々武士ハ海ものもすれとも御用ニ立と思ひ立
いかり成かくいふ也

一　仕合能時分第一之用心ハ自慢奢也常々一倍用心せでハ
何ともかなはぬ也

一　武具など一流ニして直ハ能候へ共何事ニても数寄之人ハ深

事也深く据候而物見て被成の也因意根申ても大事に

（於申てハ）入事也其親家内ハ組中に教へ候也と作名書

付候て相違し家内根元色華也無紛儀事奥深き事

也如右申候ハ手段に用ひ申候ハ善親形にて心得申れ

候て先祖より善親を入魂して置て其法術にてハ数奇して

之事にハ甲意を尽て流之何某ハ大坂夏陣時歴々

十三度相働き高名書出候て其外出来て通ひ申され候

候由申候私し世話ものゝ仕るハ能と見え候

一　昔の事を強て見るハ説にて決定されぬ事もあれハ

知れぬ所有て返て能也兼て伝へ置て知れ難きよりは

知れ難く仕る物ゆへ又自得して知る事も又何とし

ても知れぬ事ハ不足が面白き事也と被仰候奥深き事

なり甚根元たる事ハ知れぬ筈なり高貴なる知る

事ハ浅き事也

佐賀県立図書館

佐賀県立図書館

副 53